市立病院の受診は かかりつけ医の紹介を

市立病院では、地域の医療機関（診療所）と連携して、重い病気や専門的な検査や治療が必要な場合の診療は当院で行い、風邪など一時的で軽い病気や、症状が安定した慢性の病気（高血圧・腰痛など）の診療は「かかりつけ医」で行うように診療体制をすすめています。

当院を初めて受診する場合や、新たな症状で受診する場合は、まずは「かかりつけ医」を受診し、「紹介状」を持って受診されることをお勧めしています。

▼当院に診察予約ができ、待ち時間が少なくてすみます。

▼診療所での診療の経過がわかり、診断や治療を速やかに進めることができます。

▼診療所で行われた検査や薬の処方の重複を避けることができ、患者さんの負担を軽減することができます。

▼健康保険による一部負担金のほか、初診時にかかる「選定療養費」（2,160円）の負担がありません。

▼当院での専門的な検査や治療を終えたあとは、当院での経過を「かかりつけ医」に報告しますので（逆紹介）、その後適切な治療を継続して受けることができます。

問い合わせ先　市立病院地域医療連携室☎22-6050番（内線1256番）

以下の診療科を受診されるときは、必ず紹介状を持参ください。

●整形外科
●神経内科
●心療内科

眼科・歯科口腔外科の診療は、予約、紹介状をお持ちの患者さんを優先して診療をしています。詳しくは、眼科・歯科口腔外科外来受付におたずねください。

ご理解とご協力をよろしくお願いします。

問い合わせ先　市立病院（各外来受付）☎22-6050

健康はまず健口から

一生涯おいしく楽しく食事を取るために「かかりつけ歯科医」を持ってください

彦根市立病院
歯科口腔外科部長
兼医療社会部地域医療連携室主幹
山田　剛也（たけや）

口の中（口腔）の健康が全身の健康に重要な役割を果たしていることから、質の高い生活を営む上で口腔の健康保持は欠かすことができません。超高齢社会を迎える中で口腔ケアは重要性を増しており、国や県では法律や条例を整備し、口腔保健の推進を図っています。

こうした中、本院でも、「食べられないこと」「飲み込めないこと」に対する診療を充実させていく必要があります。さまざまな疾患で入院されている患者さんの口腔診療・口腔ケアに力を入れ、疾患の改善や生活の質向上につなげて行きたいと考えています。

本院は地域の中核病院という性格から、このような入院患者さんへの対応をすすめるとともに、外来診療は救急患者さんや地域の歯科診療所や病院などから紹介状を持って受診される患者さんを中心に専門的な診療を行っています。

むし歯、歯周病、入れ歯、差し歯や歯痛、保険適用のないインプラント、ホワイトニングなどは「かかりつけ歯科医」で診療を受けてください。また、本院入院中に歯科口腔治療を受けられた患者さんには退院時に「かかりつけ歯科医」を紹介しますので、必ず継続受診してください。

「健康はまず健口から」。一生涯おいしく楽しく食事ができるよう、歯科口腔疾患の早期発見、早期治療のためにも、ぜひ「かかりつけ歯科医」を持ってください。

住宅用火災警報器①
10年たったら取り替えましょう

住宅用火災警報器（以下、住警器）の取り付けが義務になり9年が経過しています。今後、電池切れや機器の交換などのメンテナンスが必要になります。

今回と10月の消防だよりでは住警器の特集を次号にわたってお知らせします。

■10年を目安に、住警器本体の交換を行いましょう

住警器は古くなるとセンサーや回路などの電子部品の劣化が原因で、火災を感知しなくなることがあります。

たとえ電池が切れていなくても、故障している住警器を使用し続けると、火災が発生した場合に正常に作動せず、火災の発見が遅れて大切な家族の命や財産を失う可能性があります。

そのようなことを防ぐためにも、10年を目安に住警器の本体を交換しましょう。

また、平成18年6月以降に新築された住宅は、入居時すでに住警器が設置されています。住宅内のどこに設置されているのか、この機会に設置位置の確認をお願いします。

交換時期の目安を知る方法として、住警器に記載されている設置年月を確認する方法、本体に記載されている機器の製造年月日を確認する方法があります。

▲裏面の製造年を確認する

▲設置年月を書いておく

■住警器が鳴ったときの対応

▼火災のとき

大声で周りの人に知らせ、119番通報や、可能であれば初期消火を行ってください。ただし、炎が天井まで届いている場合や、消火が難しいと判断した場合は無理に消火せず、速やかに避難してください。

▼火災でないとき

台所の煙や湯気・たばこの煙を感知して住警器が鳴る場合があります。この場合は、警報音停止ボタンを押す、ひもが付いているタイプのものはひもを引くことで警報音を止めることができます。煙や湯気が警報音の原因であれば、室内の換気を行ってください。

また、住警器の感知部分にほこりやクモの巣、虫などが付くことで住警器が鳴る場合はお手入れが必要です。次回の10月1日号では、住警器の手入れについてお知らせします。

【後期】危険物取扱者試験（乙種第4類）予備講習会

日時　9月13日㈰　9：00～17：00
場所　㊢消防本部（西今町）　**定員**　72人（先着順）
受講料　5,000円（彦根防火保安協会会員事業所は3,000円）テキスト代別
受付期間　8月24日㈪～9月11日㈮ 8:30～17:15（土・日曜日を除く）
受付場所　㊢消防本部消防総務課
問い合わせ先　彦根防火保安協会事務局（㊢消防本部消防総務課内）☎22-0314、FAX22-9427

甲種防火管理再講習

日時　10月15日㈭ 9:30～12:00
場所　㊢消防本部（西今町）　**定員**　40人（先着順）
受講料　2,600円（テキスト代含む）
受付期間　9月7日㈪～同18日㈮ 8:30～17:15（土・日曜日を除く）
受付・問い合わせ先　㊢消防本部予防課☎22-0332、FAX22-9427
※電話・インターネットからの申し込みはできません。